

○平塚市自転車等の放置防止に関する条例

昭和 5 8 年 1 0 月 1 日

条例第 1 7 号

改正 平成 2 3 年 9 月 2 1 日条例第 1 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置の防止及び自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置について定めることにより、歩行者等の安全な通行及び災害時における防災活動の場の確保並びに自転車等の適正な駐車秩序の確立を図るとともに、都市の美観を保ち、地球環境に配慮した自転車の利用を促進することで、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 公共の場所 道路、駅前広場、公園、緑地その他公共の用に供する場所をいう。
- (5) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設及び官公署等の公益的施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 放置 自転車等が自転車等駐車場以外の場所に置かれている、又は自転車等駐車場であつても適切に置かれていない状態にあり、かつ、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発、民営自転車等駐車場事業の育成、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等駐車対策の推進に努めるものとする。

(利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないよう努めるとともに市の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車等の利用者は、道路交通法その他の自転車等の利用に関する法令を遵守し、安全に運転しなければならない。

3 自転車等の利用者は、当該自転車等を点検するように努めるとともに、必要に応じ整備しなければならない。

4 駅又は停留場（一般乗合旅客自動車運送事業の停留場をいう。）周辺の居住者は、通勤、通学等のため当該駅又は停留場への自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。

5 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名を明記し、自転車防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり自転車に住所及び氏名を明記し、自転車防犯登録を受けるよう勧奨に努めなければならない。

2 自転車等の小売を業とする者は、自転車等の販売又は修理に当たり自転車等を点検し、必要に応じ整備するよう勧奨に努めなければならない。

(大型店舗等の設置者の責務)

第6条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による商業地域、近隣商業地域その他市長が特に必要と認める地域内（以下「商業地域等」という。）において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者は、当該大型店舗等若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する商業地域等における既存の大型店舗等の設置者又は商業地域等以外に大型店舗等を新築し、若しくは増築しようとする者は、当該大型店舗等の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該大型店舗等若しくはその敷地内又はその周辺に設置し、これを適正に管理するよう努めなければならない。

(自転車等駐車場の設置基準)

第7条 前条に規定する自転車等駐車場についての設置基準その他必要な事項は、規則で

定める。

（鉄道事業者等の協力）

第8条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、市の実施する自転車等駐車対策に積極的に協力しなければならない。

（放置禁止区域の指定）

第9条 市長は、大量の自転車等の放置により、良好な生活環境が著しく阻害されている公共の場所及び災害時における防災活動が妨げられるおそれのある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該放置禁止区域にその旨を掲示するほか、周知に必要な措置を講じなければならない。

（放置禁止区域の指定の解除等）

第10条 市長は、前条第1項に規定する事態が消滅したと認めるときは、放置禁止区域の指定を解除しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により、放置禁止区域の指定を解除し、又は放置禁止区域の指定を変更する場合について準用する。

（自転車等の放置禁止）

第11条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

（放置された自転車等に対する措置）

第12条 市長は、放置禁止区域内に放置され、又は放置しようとする自転車等の利用者に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域以外の適当な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に、直ちに移動することができる。

3 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所（市が設置するものに限る。次項において同じ。）の良好な生活環境を保持する必要があると認めるときは、放置されている自転車等を整理し、又は自転車等を放置し、若しくは放置しようとする自転車等の利用者に対

し当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう指導することができる。

4 市長は、前項の規定による指導に従わず、自転車等が放置されている場合は、公共の場所の良好な生活環境を保持するために特に必要があると認めるときは、当該自転車等のうち相当の期間にわたり放置されている自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。

5 市長は、第2項又は前項の規定による移動を行う際に、防護柵、電柱その他の工作物に鎖等により自転車等がつながれている場合において、当該鎖等を切断しなければ当該自転車等を移動することができないと認められるときは、当該鎖等を切断することができる。

(移動した自転車等の措置)

第13条 市長は、前条の規定により自転車等を移動したときは、一定の期間保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により保管している自転車等の所有者の確認に努めなければならない。この場合において、当該自転車等の所有者の確認ができたときは、当該所有者に対し、速やかに当該自転車等を引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前項に規定する通知をしたにもかかわらず、所有者が引き取らない自転車等及び所有者の確認ができなかつた自転車等を第1項に規定する期間経過後、なお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 市長は、第1項の規定により自転車等を保管したときは、一定の期間保管し、当該期間経過後処分する旨を告示するほか、周知に必要な措置を講じなければならない。

(移動、保管等に係る費用の徴収等)

第14条 市長は、第12条第2項又は第4項の規定により自転車等を移動したときは、当該自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用として次に掲げる額を当該自転車等を引取りに来た利用者等から徴収する。

(1) 自転車 1台につき 2,000円

(2) 原動機付自転車 1台につき 4,000円

2 市長は、当該自転車等を放置したことについて規則で定める特別の理由があると認めるときは、前項の規定による費用の徴収を免除することができる。

(適用上の注意)

第15条 この条例の適用に当たっては、他の法令の規定に基づく措置を妨げるものではない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日（昭和59年4月1日）から施行する。

附 則（平成23年9月21日条例第18号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後に移動した自転車等の引取りについて適用する。